

## 弁護士の過疎・偏在問題

### 1 問題点

弁護士の過疎・偏在問題は、当会が帰属する都市部よりも地方における問題であると認識されている。すなわち、現在、国内の弁護士の数は4万人を超えており、約3分の2の弁護士は、東京、大阪、名古屋等の大都市部に集中している。法的なトラブルは全国どこでも起こりえるにもかかわらず、大都市以外の地域では、近くに弁護士がないために、弁護士へ適時、適切なアクセスが阻害される問題が生じる上、さらに近時は、単に弁護士へアクセスできるだけではなく、依頼したい属性（例えば、キャリア、性別等があるがその分類は多様である）を有する弁護士へのアクセスが可能になる程度にまで拡充されることを目指す必要がある。

本問題についてはこれまで、主に日弁連を中心とした取り組みが行われ、1996（平成8）年5月の定期総会で「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」を採択し、弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取り組むことを表明し、1999（平成11）年9月、弁護士から集めた会費を主な財源とする「日弁連ひまわり基金」を設置し、弁護士過疎・偏在対策のための定着支援等の諸施策が実施してきた。

また、2006（平成18）年10月には、日本司法支援センターが開業し、過疎地域において、司法過疎対応地域事務所（総合法律支援法第30条第1項7号に基づくもので「7号事務所」と呼称される。）の設置が開始された。

東弁では、過疎地域での業務を検討する弁護士に対し、弁護士としてのスキル等の充実のために当該弁護士が一時的に就職し、研鑽を積むいわゆる養成事務所への支援を行い、本問題への取り組みを後押ししている。

このような取り組みの結果、地方裁判所の支部の管轄を1つの地域としてみて、いわゆる弁護士ゼロワン地域（弁護士の登録がない弁護士ゼロ地域及び弁護士登録が1人の弁護士ワン地域）は、1993（平成5）年7月1日には、ゼロ地域が50カ所、ワン地域が24箇所の合計74カ所あったが減少し、2008（平成20）年には一旦解消されるに至った。その後、変動により、2025（令和7）年4月1日現在、弁護士ゼロ地域はなく、ワン地域が2か所（金沢地裁輪島支部、岡山地裁新見支部）発生している。

ゼロワン地域の解消はもとより、法曹人材のさらなる拡充により、依頼できる弁護士を選択できる程度に拡充する必要があり、とりわけ女性弁護士に相談できる態勢を整える必要性が指摘されている。

市民による司法アクセスは、単に弁護士にたどり着けるだけでは達成されず、相談したいという弁護士に相談、対応を依頼したいという市民のニーズにできる限り沿う制度であることが求められているのである。

### 2 最近までの動き

#### （1）日弁連の対応

弁護士の過疎偏在対策に対する対応として、日弁連では、①偏在解消対策地区における独立開業支援、②常駐従事務所開設支援、③特別独立開業等支援対象地区における独立開業支援、④偏在対応女性弁護士登録支援、⑤偏在対応女性弁護士採用支援が行われている。

#### （2）東弁の対応

現在、東弁では、都内3カ所（池袋、北千住、立川）にいわゆる都市型公設事務所を設置しているが、同事務所の設置目的の一つに、日弁連ひまわり基金により設置される公設事務所等への弁護士の派遣を掲げ、過疎地域へ赴任する意欲のある弁護士の養成をするとともに、任期が明けた後の就職先として、同事務所において人材を受け入れる態勢をとっている。上記の養成事務所に対しては、経済的援助等を継続的に実施し、過疎偏在地域に赴任する弁護士の確保と帰任先の確保等を通じて、本問題に対応をしている。

### 3 今後の対応

東弁は、経済活動及び人材が集中する都市部に位置するため、主に地方で顕在化している弁護士の過疎・偏在問題の解消に関わる直接的な対策の実施には限界がある。

このため、現在行われている過疎・偏在地域に赴く人材の供給源として、人材の養成と帰任後の受け入れを通じた施策を今後も継続していく必要がある。

しかし、新規登録弁護士の地域別就職状況をみると、東弁をはじめとして人材の都市部への集中傾向は継続している一方、数年度にわたり新規登録弁護士の入会がない地方単位会が発生している。その要因を特定することは容易ではないが、都市部への人口、法人の集中等が指摘をされている。これが主要因である場合、法曹人材の都市部への集中傾向は、今後も一層進み、歯止めがかかる見通しを持ち難い。

地方における魅力の発信等地方において実施をすべき施策もあると言われているが、人口減少、コロナ禍以後のWEBシステム、SNS等を代表とする意思疎通方法の多様化、現在進められている裁判手続のデジタル化、企業内弁護士を採用する企業の都市部への集中等もあり、過疎・偏在地域に向けた人材の流動化策は容易ではない。

若い弁護士が思い描く、弁護士のキャリアプランに沿う対策をとることが重要である。例えば、現在、東弁では、過疎・偏在地域に赴く人材の養成や任期終了後に公設事務所に帰任した場合の同事務所に対する財産支援等を実施しているが、当該弁護士に対する直接の支援は十分ではない可能性がある。

過疎・偏在地域に赴任する弁護士は、弁護士の使命である基本的人権の擁護の最前線に立ち、当該地域における人権活動に取り組むことになるが、その活動は、行政や地域社会を巻き込んだ法化教育への取り組み等により、法の力をもって解決するという法律問題の掘り起こしをし、これに引き続いでの相談、受任、事件処理を通じ、また早期に事務所を運営する等多岐にわたる経験を積むこととなる。このような経験に基づく価値は、都市部においてのみ業務をした弁護士とはまた異なるものとなるから、その価値を積極的にブランディングしていくことが有用である。

若い弁護士においても、そのような過疎・偏在地域での貴重な経験をし、都市部の弁護士にはないスキルを得ることを希望しつつも、将来、都市部で活動を行う可能性についても選択肢と考えている場合、帰任後のライフプランを赴任前からある程度明確に見通すことができるようにしておく必要がある。すなわち、帰任後の就職先、関係機関紹介への人材紹介、業務支援等である。赴任を志す弁護士に対し、赴任による価値をきちんと確立し、彼らに対する息の長い手厚い支援策を検討していく必要がある。また、貴重な経験を東弁会員に還元し、都市部で業務をする弁護士の明日の業務へのヒントが得られるようになるなどの方策の検討を欠かすべきではない。

全国最大規模を誇る単位会である東弁は、持続可能であるとともに、東弁にとって有益となる司法過疎・偏在地域を含む地方との人材交流政策を検討し、打ち出すことが重要であり、当会は、上

記視点に立った過疎・偏在地域に赴く人材のキャリア形成の在り方を研究、模索し、提言していくことが重要である。

以上